

北海道告示第10215号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年7月9日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年3月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サツドラ釧路昭和中央店

北海道釧路市昭和中央1丁目109-5ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日立キャピタル株式会社 代表執行役 川部 誠治

東京都港区西新橋1丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) サツドラ昭和中央店 (仮称)

(変更後) サツドラ釧路昭和中央店

(4) 変更の年月日

平成29年11月30日

(5) 変更する理由

店舗名称が確定したため。

2 届出年月日

平成30年2月16日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年3月9日(金)から同年7月9日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで